

2024年7月24日

広島県行政書士会 殿

塩田剪庭園
代表
塩田賢寿

行政書士・被告訴人による工事代金踏み倒し及び
被告訴人に対する刑事告訴（詐欺利得罪）に関する
公開質問状、要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私は2023年7月、行政書士による造園工事代金の踏み倒し被害を受けました。
残念ながら1年経った今も、被告訴人からの対応はありません。

本件に関しまして、行政書士の関係機関である貴台に対し、質問状及び要望書を提出いたします。
ま被告訴人が内容証明にて通達後も支払いをしない場合、訴訟及び刑事告訴する次第でございます。
その折につきましては、法執行機関の捜査等、ご協力お願いしたく、事前にお伝え致します。

よって、本質問状に関して2024年7月27日までに、ご回答いただきますよう、
よろしくお願い申し上げます。

記

- ・被告訴人に対する確認依頼書
- ・被害概要に関する確認書
- ・公開質問状及び要望書に関する質問の内容
- ・公開質問状
- ・要望書
- ・証拠写真
- ・署名活動に関する通知書
- ・回答文書の郵送先、連絡先、弁護士保険加入先の通知書

以上

2024年7月24日

広島県行政書士会 殿

塩田剪庭園
代表
塩田賢寿

被害概要に関する確認書

2023年7月、私は2023年7月、行政書士による造園工事代金の踏み倒し被害を受けました。

本件の被害概要について行政所の関係機関である貴台にお伝えいたします。

記

○被害概要

被告訴人宅の庭の造園工事

一方的な中断を言い渡され、「元に戻せ（工事前の庭に原状回復せよ）」と言われ原状回復作業までしたものの、工事代金を踏み倒された。

造園工事出来高70%まで完了であった。
工期間は2023年4月23日～2023年7月15日
原状回復作業は100%完了
2023年7月15日～2023年7月19日

被害額

造園工事額360,000円のうち、
工事出来高70%252,000円の被害及び
原状回復作業費79,126円の被害

被害総合計額

331,126円

刑事告訴予定の罪状

刑法246条2項「詐欺利得罪」

刑事告訴予定の細部

原状回復作業においては、支払いをする予定などなかったにも関わらず、工事依頼をした。

以上

これに味を占めたのか、7月15日、突然作業を続けていた造園工事をやめると言い出し、さらには現状回復しろとの非合理的な要求をした。

その中では、池の施工中であったにも関わらず、「池の中に水が溜まった」行政書士・被告訴人の依頼で施工中、残土を指定の場所へ置いたにも関わらず、それらを全廃撤去せよと横暴な要求をしてきた。

それから数日かけて、現状回復作業を実施。
同年、7月19日完成させ、材料も全撤収させた。

先般、剪定作業10万円分を無料で作業させ、一方的に現状回復作業までさせたことを鑑みても理不尽であり、今後の取引は白紙にするべきだと判断、請求を出したものの、応答はなく、督促を送り続けてもなお、返答もない状況である。

私としては、業務の大小を問わず、このような意図的な欺瞞や嫌がらせ、強迫行為、理不尽を容認しておくことはできない。
長年にわたり、私は作業実施には最新の注意を払い、臨機応変を効かせ、作業を進めていき、また予算や支払い等について依頼者に対して(未払い等によって)立場が危うくなるようなことのないようにしてきた。
そうした結果、塩田剪庭園を樹立して15年間、未払いをされた事は一度もない。
それは多くの依頼者が私に対して支配、制圧、強要脅迫しようとしたことがないことを裏付けていることでもある。

ところが今回、被告訴人の尋常ならざる行動は弊社との約束を破り、無視する形で行われ突然、しかも内密のうちに「支払わない」という決定がなされたことは、現状に対する平和、また私個人の平穏な生活の破壊を故意に煽る不当なものであり、納得できるものではない。

今日までの事業運営を通じて、私は一つの明確な教訓を得ている。
すなわち、挑発的行為が野放しにされ、まかり通ってしまうようでは、行き着く先は留まらない紛争であるということである。

弊社も、私も、紛争には反対である。

これまで、平和を望む剪定者、事業者にもふさわしく、忍耐と自制の方針を貫くことで、結果として依頼者、地域と安定した関係を築きあげてきた。
しかし、今やさらなる行動が必要とされており、すでに着手もしているが、これらの行動はほんの手始めにすぎない可能性もある。

私としては、ことを早まり、紛争や暴力を始めるようなリスクを冒すつもりはない。そのような行動を取り勝っても手に入るのは、後悔と罰ぐらいだからである。
それでも、泣き寝入りをするものでもない。

よって私は、自身の生活権並びに安全と平穏な生活を回復する事も目的に、事業者として理不尽を許さない姿勢で未払い金を回収するため、法に基づき、手始めとして以下の措置を取ることとした。

その1:

先般述べた被告(被告訴人)の理不尽な行動に泣き寝入りはしない姿勢を示し、踏み倒した未払い金の回収のため、内容証明による法的手続予告通知及び全額支払い請求及び、刑事告訴に関する最後通牒を被告(被告訴人)宅へ2024年7月~8月初めの間で送る。
万が一、これを無視した場合、訴訟の手続きに入り、司法の下で、被告の未払い行為を糾弾し、支払いを強く求める。

その2:

最後通牒により記された支払い期日を過ぎた場合、被告(被告訴人)を詐欺利得罪で刑事告訴する。
刑事告訴により、正当な刑罰を受けて、詐欺利得行為であるという罪を認識していただき、二度とこのような未払い、代金踏み倒しの行為がないよう、糾す。

その3:

前項の刑事告訴に関し、所管となる予定の広島西警察署に対し、告訴状を提出した際は受理をして頂き、捜査を求める、また、監督関係機関である広島県行政書士会に、第三者の被害者等がないか調査を求める署名活動を行う。
(2024年2月より開始)

以上

2024年7月24日

広島県行政書士会 殿

塩田剪庭園
代表
塩田賢寿

公開質問状

2023年7月、行政書士による造園工事代金の踏み倒し被害を受けました。
本件につきまして、以下の事項を貴台に質問致します。
適切かつ早期対応、期限内で回答の程、お願い致します。

記

- 1、貴台は、行政書士・被告訴人が犯した本件に関する工事代金踏み倒しをご存知であったか、お答えいただきたい。
- 2、貴台は、被告訴人が行政書士という有資格者で間違いがないか、お答えいただきたい。
- 3、貴台は、被告訴人が行政書士であった場合、本件について被告訴人に対し、事情聴取等、聞き取り調査、実態調査をしていただけなのか、また、被告訴人・加害者とならないよう支払い等対応を促す事が可能か、お答えいただきたい。
- 4、貴台は、行政書士・被告訴人は「庭師作業時給換算で支払い金額相当になります。今後の事は、当該内容で判断致します。」と強要する内容のSMSを送信してきた。日頃から私的なことについて、私生活においても、行政書士は強要行為をされているのか、お答えいただきたい。
- 5、貴台は、行政書士・被告訴人は2022年12月、2022年度に自宅の庭木の剪定作業をした造園業者と金銭トラブルがあったと述べた。
この問題について、行政書士会は周知しているところか、または知らなかったのか、お答えいただきたい。

以上

2024年7月24日

広島県行政書士会 殿

塩田剪庭園
代表
塩田賢寿

要望書

2023年7月、行政書士による造園工事代金の踏み倒し被害を受けました。
本件につきまして、以下の事由により貴台に要望致します。
適切かつ早期対応の程、お願い致します。

記

私は、行政書士・被告訴人に対し、不当な未払い等の陰密で思慮を欠く行為をやめ、また挑発的威嚇が無きよう求めています。

すなわち本来、支払うべき工事代金を全て払うという従来の社会的姿勢に立ち戻り、現在の問題をさらに拡大し深刻化させるいかなる行動をも慎み、その上でまた法執行機関の捜査対象とならないようするのです。

平和に対する、平穏な生活を望む私の感情を崩すことないよう、私は裁判所に訴訟を起し、法執行機関への刑事告訴の準備、また、捜査等を求める署名活動も実施中であります。

ただし、私には被告訴人と紛争対立をしたい気持ちはありません。なぜなら私はただ、踏み倒した工事代金全て支払っていただけたら、それで良いからです。被告訴人を社会的に陥れようという意図はありません。

しかしこうした問題も、威嚇、無視、代金未払いをされたままでは解決はおろか、話し合うことすらままなりません。ですから、被告訴人からの脅しとも取れるSMSは、権利の侵害と乱用行為であり、一個人として、確固たる決断をもって厳しい対応を迎えることになるでしょう。

そして、はっきりさせておかなければならないのは、私が決して選ばない道、それは降伏と服従の道です。

確かに公にすれば、危害を加えられるという可能性も拭いきれないものでもあります。

それは何度も襲い掛かる威嚇によって常に身の危険を感じ続ける日々です。ですが最も危険なことは、何の手も打たないことです。

ある人が言っていました。

「平和主義者が戦争を起こす。力がある者が力の正しい使い方を学ぼうとせず、安易に対話や融和に頼って相手の増長を招き、袋小路に嵌まって武力を行使せざるを得なくなる。そして醜い血で血を拭う事になる」と。

事の大小はなんであれ、やがては争いごとが大きくなり、いずれは服従の日々が続くでしょう。

私が目指すのは、力の勝利ではなく、被告訴人を社会から追放するのでもなく、正当性を証明することであり、踏み倒された代金全てを回収することなのです。

ある法師様の教えで

「仇怨は、永久(とこしえ)に抜け出せぬ地獄。執念は、心を食い尽くす悪鬼。囚われれば、無限の苦界に陥る」

との言葉を頂いたことがあります。

本件を貴台にお伝えするのは、決して仇怨からでなく、私のこの行動が正しいという事、まだ声を上げていないであろう被害者のため、また何ら罪のない他の行政書士の方へ類が及ばないよう、求めるためであります。

本要望といたしまして、

- 1、本件における行政書士・被告訴人の工事代金踏み倒しの対応は明らかに不当であり言語道断である。広島県行政書士会には、被告訴人は行政書士を名乗っており、その地域に貢献する職務から、そして貴台は関係機関としての責任があり調査する義務があると存じる。よって、速やかに「C.O.M.P.S. (コンパス) / Certified administrative prOcedures legal specialist Monitoring, Verification and InsPection Service」(行政書士・被告訴人への監視検証査察活動、行政書士・被告訴人への監視検証査察委員会)の設置及び調査実行を強く要望する。またはコンパスの設置を私自身が行い、被告訴人本人への聞き取り実態調査を広島県行政書士会が実行するものでも構わないので、対応を強く要望する。
- 2、コンパス設置後は、行政書士会での報道資料として公表(原告、被害者塩田剪庭園の塩田賢寿を明記して)を要望する。
- 3、本件は、本件における被告訴人の行動及び言動から、当方における被告訴人への信用が皆無であることまた、本件の被告訴人は行政書士を名乗っており、極めて公共性の高い、公共の利害、地域社会への貢献に関わる職業に携わっている事から、公益性を図る目的のため当のやりとりの内容(回答なき場合はその旨)をインターネットにおいて、塩田剪庭園ウェブサイト、インスタグラム、X、ブログなど、あらゆる SNS にて、また署名活動サイトにて、公開するものとする。よって、他の行政書士の方々への職務の悪影響が起きぬよう、貴台に対応を強く要望する。
- 4、行政書士・被告訴人が、不当な未払い等の陰密で思慮を欠く行為をやめず、また挑発的威嚇の可能性もあり、本来、支払うべき工事代金を全て払うという従来の社会的姿勢に立ち戻らせ、現在の問題をさらに拡大し深刻化させるいかなる行動をも慎み、その上でまた法執行機関の捜査対象とならないよう、他の行政書士への悪影響が無きよう、支払い、不当行為をやめるよう、貴台より、被告訴人に促すことを要望する。

このまま突き進めば、刑事告訴は避けられず、事態は悪くなる一方である。最悪の事態を避けるべく、上記の要望が事、ご対応ください。

補足

「C.O.M.P.S. (コンパス)」
/ Certified administrative prOcedures legal specialist Monitoring, Verification and InsPection Service
(行政書士・被告訴人への監視検証査察活動、行政書士・被告訴人への監視検証査察委員会)

私が本件要望書で挙げているコンパスという名称には、理不尽な行動に対して正しい道を示す・間違いを糾すという意味を込めてつけたものである。
広島県行政書士会が、本件の要望書を早期且つ粛々と受け入れ、被告訴人に対して徹底した調査をされるよう、願う。

以上

2024年7月24日

広島県行政書士会 殿

塩田剪庭園
代表
塩田賢寿

署名活動に関する通知書

2023年7月、行政書士による造園工事代金の踏み倒し被害を受けました。

本件が公となり、平和的に解決できるよう、また貴台に対する調査実施、刑事告訴をした場合は広島西警察署に対し速やかに受理・捜査を求めるための署名活動を以下の通り、実施中でございます。

ご確認ください。

記

○署名活動開始
2024年2月

○署名タイトル
理不尽を許さない！行政書士による工事代金踏み倒し支払いの全額支払い、行政書士会による
事実調査の実施、広島西警察署に告訴状の受理・捜査を求める署名活動

○アドレス
<https://chng.it/WqxXTCRS9H>

○閲覧回数
35,402回

○賛同署名数
107人

※本文書に記載の閲覧数、賛同署名数は2024年7月23日火曜日23時12分現在のものです。

以上